

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>（受給資格認定を受けることができなかった者等に係る授業料の納付）</p> <p>第1条の3 条例第3条第5項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期限内に納付しなければならない。</p>			<p>（受給資格認定を受けることができなかった者等に係る授業料の納付）</p> <p>第1条の3 条例第3条第5項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期限内に納付しなければならない。</p>		
<p>条例第3条第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの</p>	[略]	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）</p> <p>第3条第2項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内</p>	<p>条例第3条第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの</p>	[略]	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）</p> <p>第3条第3項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内</p>
<p>法第17条の規定による届出により就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）の支給を受け資格がないとされた者</p>	<p>法第3条第2項の規定により就学支援金が支給されないこととなる月から省令第11条第4項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月までの月分の授業料</p>	<p>省令第11条第4項の規定により教育委員会が通知をした日から起算して15日以内</p>	<p>法第17条の規定による届出により就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）の支給を受け資格がないとされた者</p>	<p>法第3条第2項の規定により就学支援金が支給されないこととなる月から省令第11条第8項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月までの月分の授業料</p>	<p>省令第11条第8項の規定により教育委員会が通知をした日から起算して15日以内</p>
[略]			[略]		
前条第2項第	法第17条の規定による届	[略]	前条第2項第	法第17条の規定による届	[略]

2号に掲げる者	出をすべき日として教育委員会が定める日（以下「届出をすべき日」という。）の属する年度の7月から当該届出をすべき日の属する月までの期間に対応する月の月分の授業料	2号に掲げる者	出をすべき日として教育委員会が定める日（以下「届出をすべき日」という。）の属する年度の7月（ <u>省令第8条第1項に規定する特例受給権者に係る届出をすべき日の属する月が1月から6月までである場合にあつては、当該届出をすべき日の属する年の1月</u> ）から当該届出をすべき日の属する月までの期間に対応する月の月分の授業料
（受給資格認定を受けることができなかった者等に係る通信制受講料の納付）		（受給資格認定を受けることができなかった者等に係る通信制受講料の納付）	
<p>第1条の4 条例第6条第4項において準用する条例第3条第5項の規定による通信制受講料の納付は、条例第6条第1項に規定する者に対して支給があったものとみなされる就学支援金の額が当該者に係る通信制受講料の額より少ないとき（少なくなると見込まれる場合を含む。）に限り、その差額について、当該者に対して就学支援金が支給されないこととされる旨の<u>省令第3条第2項、第10条第3項又は第11条第4項</u>の規定による通知をした日（法第17条の規定による届出をしなかった者にあつては、当該届出をすべき日）から起算して15日以内にしなければならない。</p>		<p>第1条の4 条例第6条第4項において準用する条例第3条第5項の規定による通信制受講料の納付は、条例第6条第1項に規定する者に対して支給があったものとみなされる就学支援金の額が当該者に係る通信制受講料の額より少ないとき（少なくなると見込まれる場合を含む。）に限り、その差額について、当該者に対して就学支援金が支給されないこととされる旨の<u>省令第3条第3項、第10条第3項又は第11条第8項</u>の規定による通知をした日（法第17条の規定による届出をしなかった者にあつては、当該届出をすべき日）から起算して15日以内にしなければならない。</p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。